

## 長野市農業委員会第32回総会議事録

1 日 時 令和7年9月30日(火)

開始時刻 午後1時25分 終了時刻 午後3時17分

2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)

3 出席委員

1番 阿部 孝二	2番 北村 守	3番 駒村 保幸
4番 青木 保	5番 久保田清隆	6番 野池 久
7番 長谷部 孝	8番 小池 知永	9番 渡邊 美佐
10番 小林 清男	11番 清水 貢	12番 鈴木啓佐利
13番 奥山 雅茂	14番 山本 忠宏	15番 秩津 光博
16番 北澤 万正	17番 横山 幸季	19番 曽根 信一
20番 花見ひとみ	21番 近藤 利章	23番 善財 良治
24番 佐藤 隆	25番 和田 修	

4 欠席委員

18番 高木喜久夫 22番 宮崎 治夫

5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 大島 昭彦	主幹兼事務局長補佐	笠井 英明	事務局長補佐	松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次	係 長	駒村貴久美	係 長	酒井 雅宏
職 員 浅川 清和				

農業政策課

主幹兼課長補佐 神田 峰雄	主 査 瀧澤 千穂	主 事 洞野 一樹
---------------	-----------	-----------

長野県農業開発公社

参 事 町田 春夫

6 議 事

(1) 農地法等に係る事項について

議案第295号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第296号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第297号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による  
「農用地利用集積等促進計画」の要請について

議案第298号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による  
「農用地利用集積等促進計画案」の意見聴取について

議案第299号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による  
「農用地利用集積等促進計画案(機構配分)」の意見聴取について

議案第300号 非農地決定について

議案第301号 長野農業振興地域整備計画(案)に対する意見聴取について

議案第302号 第10回長野県農業委員会大会について

報告第97号 農地法第4条の規定による届出について

報告第98号 農地法第5条の規定による届出について

報告第99号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について

曾根会長代理 ただ今から第32回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中22名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は18番 高木喜久夫委員、22番 宮崎治夫委員、また議席番号16番の北澤万正委員は、若干遅れるとの連絡がありましたので、ご報告いたします。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願ひします。

青木会長 皆さん、改めてご苦労さまでございます。会長の青木でございます。天気もようやく安定をしてきました。あちこちで秋祭りが盛んに今、行われているということで、実りの秋を実感しているところでございます。

今日、私、午前中、T0iGOの広場で「ながのいのち」推進協議会で果物を売ってまいりましたけども、非常に多くの方に買物に来ていただいてくれました。特に、県外の方が非常に多いですね。善光寺さんの参道ということもあって、県外者の方のお客さんが非常に多い。おかげさまで果物が飛ぶように売れるというような状況がございます。収穫し、汗を流した実感がようやく報われるなということを感じた午前中でございました。

今日は9月30日ですよね。いわゆる年度の上期は今日で最後ということになります。これからようやく下期に入りますけれども、9月は、私にとって結構いくつか大きな会議等ございました。今日の「農地のつぶやきⅡ」の31号にもその概要を載せておきますので、ちょっとご覧ください。一つは9月12日に、長野県の村山農政部長さんはじめ、各課長さん勢ぞろいの下に、長野県の農業委員会協議会との年に1回の意見交換会を開催いたしました。

今までではどちらかといいますと、各委員が総合的ないろんな意見の中で僕も出したんですけども、もう少し深掘りして議論しようじゃないかということで、今年から思い切ってテーマを絞りました。一つは地域計画の実現に向けた県の積極的な関与と支援というのが一つ。それからもう一つは新規参入者確保に向けた就農促進活動、こういった観点での施策についての二つについてお話をさせていただき、農業委員会協議会のほうから課題提供をさせていただきました。

取り分け地域計画については、ここにも書いておきましたけれども、長野県全体では444地域計画の策定ができたということです。その中で分析の概算では、33,000ヘクタールの全耕地面積の

うち、35 パーセントがいわゆる 10 年後まだ耕作者が見えないというような状況にあるという数字が表に出てきました。特にこの中で、担い手の見えない農地に対しては、当然これ放置をすると深刻な事態に陥るというのが、目に見えて分かっています。この中心がほとんどは中山間地で、この中山間地の農振エリア、これをどうするかということで、まだ県のほうからの具体的ないわゆる支援策が見えてないというのが現在の実情です。なので私のほうから、改めてこの懇談会、もう一回、年度内に開いてくれと。中山間地をこれから 10 年先を含めて、どう動こうとしているのか、改めて県の考え方について聞かせてくれということで、再度聞くことを要望し、一応、県のほうも了承してもらいました。多分、年明けの 1 月に、改めてこれをベースに話をするということになるかと思います。来年度の予算には間に合うか、間に合わないか分かりませんけれども、当然、国の政策、それから県の政策も含めて、中身のある協議会にしたいというふうに思っています。

それから裏をちょっとご覧ください。9 月 5 日ですけれども、農水省の本庁の霞が関の経営局長、それから担当の農地政策課長、それから経営政策課長と、この 3 名が長野市へ来訪されました。目的はここの 1 番に書いてある綿内地区の農地基盤整備事業の視察が一つです。もう一つは長野県、それから長野市の地域計画の取組の説明を受けたいという二つの目的でございました。

午前中は、綿内地区の農地基盤整備事業の現場視察と、それからその取組の経過についてプレゼンテーションをさせていただき、農水省の今後取り組むための参考にしたいということでの意見交換をさせていただきました。私のほうから特に強調させていただいたのは、農家の費用負担のない基盤整備事業、これでなければ、これから基盤整備事業そのものも農家の方、なかなか協力してくれんだろうというような、これを前提にやっぱり予算を、それから事業計画をしてほしいというようなことを申し述べました。

それから午後は長野市役所に戻りまして、長野県と長野市の地域計画についての意見交換会を行いました。小林経営局長から、地域計画だとか目標地図の作成は日本の農政の大黒柱だと、これをベースにこれから取り組んでいくということを強調されました。当然、これに付随した周辺法の整備、それから予算、今、盛んに言われています 5 年間の特別予算というようなことも考えていくということを強調されました。

実際に県、それから長野市のほうから、現在の取組について報告をされましたが、特に長野市の村井農林部長のほうから、一つ

は協議の場、私ども長野市は 33 の地域計画を作成してきましたけど、これを作るに当たっていろいろと見えてきたと。いわゆる地域での話し合いをすることによって、これについて市としても、いろいろなやるべきことが新たに見えてきたということで、具体的に申し上げますと、農家がまだ農水省や行政の取組への不信感というものを、まだまだたくさん持つておられるというようなことも含めて、それから長野市が提案、説明した中に、皆さんにもこの前、農業政策課からお話をあったように、農業情報連携プラットフォームの構築という説明があったかと思います。いわゆる長野市の約 24 万筆の筆の一つ一つの履歴がすぐに分かるように、そういうたいわゆるシステム作りを今、盛んに農業政策課でやってます。これが完成しますと、もっともっと農地の動きがその場でもってすぐ分かる。非常に流動化しやすくなるというようなことも含めて、これに取り組んでますという話を農水省に説明したら、非常に農水省もこれに対して強い関心をされてまして、できれば取組経過について本庁にも情報提供してほしいというような話がありました。

最後に、長野市として今、力を入れていますヘーゼルナッツの取組についても、農水省の幹部の方に、一応試食品を出しながら、今後の振興事業の説明をさせていただき、農水省もそれに対してはこれといった反応なかったんですけど、一言おいしいですねということで帰られました。

そんなことで取りあえず 9 月、私のほうで関与した来訪者、会議の取組について、概略ですけどもご報告させていただきます。

今日は、経基法の案件もございますけれども、皆さまの協力で効率よく進めていきたいというふうに思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

ありがとうございました。続きまして、大島局長よりご挨拶お願いします。

皆さん、お疲れさまです。まだまだ暑い日が続いておりますので、農作業等には十分注意してやっていただきたいと思います。

まず 20 期の農業委員並びに農地利用最適化推進委員の関係ですが、皆さんのご協力もありまして、おかげさまで定員に達しまして、募集を締め切っております。この後、来月 9 日に農業委員の選考委員会をまず行いまして、12 月議会の同意を得て、3 月 2 日の任命という流れになっております。最適化推進委員につきましては、次の 10 日にちょうど役員会があるんですが、役員会後に検討委員会を開きまして、12 月の総会でご承認をいただいて、3 月 2 日、委嘱という形になっておりますので、いろいろご協力ありがとうございました。20 期の委員並びに推進委員も、まだ決

曾根会長代理

大島事務局長

まっておりませんけど固まったということで、ご協力ありがとうございました。

それと農業委員会法第 38 条に基づく意見書、市長への意見書ですが、皆さんの意見を取りまとめて、予定どおり 11 月 20 日に開催予定です。ただ、ちょっと時間が市長の都合もありまして、2 時から 4 時ということで、ちょっと 2 時間の短い間なんですが、その中で極力絞って進めたいと思いますので、ぜひ当日、都合を付けていただいて、推進委員も合わせて全員が参加できるように調整をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。私からは以上です。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議

長

それでは、ご指名いただきましたので、規定に基づきまして、私が議事進行させていただきます。よろしくご協力をお願いいたします。着座にて進行をさせていただきますが、ご容赦ください。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号 17 番 横山幸季委員と、議席番号 18 番 高木喜久夫両委員にということでございますが、18 番の高木喜久夫委員が本日欠席ということですので、次の 19 番 曽根信一會長代理に議事録署名人をお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件におきましても、お手元に配布いたしました別紙 1 のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。別紙 1 の他の内容で当事者又は関係者となっている方がございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

#### 【該当なし】

議

長

特にありませんね。それでは、関係者なしと確認いたしました。次に、議案の訂正等の報告について事務局からお願ひいたします。

笠井主幹  
兼事務局長補佐

事務局の笠井です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

初めに、資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けして、ご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧（確認用）のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

また、議案の訂正はないのですが、資料の修正がありました。本日、お手元に配布しました法人農家創設資料の修正について、こちらA4の半分の紙でございますが、こちらと別冊の2の法人農家創設4ページをお開きください。4ページの真ん中に2番の営農技術などの習得方法とあります。この段の一番下の所です。今季より5キログラム精米とあります。この5キログラム精米という所を、総量●●キログラムの白米を5キロ詰めで販売予定と、法人のほうから修正をお願いしますと言わされましたので、本日の修正をお願いします。後ほどこちら、A4の半分の紙お配りしますので、再確認をしていただければと思います。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。

議長　　よろしいですか。今の修正、それぞれ確認をいたしましたね。それでは早速、本日、法人の農家創設案件がございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より、本件の流れについて説明をお願いします。

笠井　主幹  
兼事務局長補佐　最初に、聞き取り調査についてご説明します。本件は法人の農家創設となりますので、次第にはありませんが、法人の関係者から事前に意見聴取を行うものです。資料は、先ほどの別冊の2をご覧ください。本日は、株式会社●●さんから意見聴取となります。当法人は、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものです。なお、当法人は、地区調査会におきまして営農計画の説明をしておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会におきましても営農計画の説明をしていただくため、お越しいただいております。

続きまして、聞き取り調査の流れについて説明いたします。まず関係地区調査会長から調査結果等の報告をお願いします。その後、外で待機されている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただきます。質疑応答後、法人関係者に退席いただきながら、通常の審議を行います。説明は以上でございます。

議長　　ただ今、事務局から議案と審議の流れについて説明がありました。それでは、北部地区調査会長から、株式会社●●の営農計画について、調査結果等の説明をお願いいたします。

北部の善財です。先ほど事務局から説明のあったとおりです。北部調査会において、農家創設案件に当たっての営農計画についてのヒアリングを行いました。内容はドローン事業ですとか、その関係もあって自社農園も栽培したいという心意気をお伺いしました。内容に問題なく、農家創設案件妥当ということで、調査会では確認をいたしました。以上です。

議長　　ありがとうございました。それでは法人の聞き取りに入りたいと思います。株式会社●●さんの関係者に入室をお願いいたします

す。

### 【法人担当者入室】

法人担当者 失礼します。  
議長 どうぞお座りください。  
法人担当者 失礼します。  
議長 本日は、農業委員会の総会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

法人担当者 よろしくお願ひいたします。  
議長 私は、長野市農業委員会の会長をしております青木と申します。本日、申請の行わられた内容について、聞き取り調査をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

法人担当者 よろしくお願ひします。  
議長 それでは最初に、●●さんからご提出をいただいています法人農家創設としての営農計画等について、まずご説明をお願いできればと。よろしくお願ひします。着座で結構です。

法人担当者 社長の●●に代わりまして、●●の●●が説明させていただきます。よろしくお願ひします。

まず1番の農業を始める理由と営農方針についてですけれども、まず弊社がドローン事業に参入しまして、農薬散布と水稻直播を手掛けるに当たりまして、弊社でも実際に稻作のほうを行いまして、スマート農業を取り込みながら効率化を模索、推進していくたらというところがきっかけです。その中で昨今の耕作放棄地問題ですとか、高齢化問題、それに付随しまして担い手の問題ですね。また設備の高騰化などそれぞれも踏まえまして、農業の身近な問題に寄り添いながら、ビジネスとして貢献していくらなど考えております。

こうした中で、まず稻作をしながら耕作放棄地を請け負って、その中で離農したいけれど設備は任せられる人がいない等の問題も解決できるような、そういったモデル作りをしていきながら、地域に貢献して共存共栄を図れたら、ビジネス的にも農業的にもお互いに発展していくらなと思って始めたのが理由になります。

2番目行きまして、技術の習得方法なんですけれども、昨年度よりお借りいたします●●様の水田ですね。そちらのほうでお手伝いをさせていただきまして、今年もやっておるんですけれども、その中で実技ご指導いただきながら、また都度●●様のほうに相談いたしまして、また個人ではウェブネット情報など、ウェブの文献など参考にしまして、習得している次第でございます。

その中で昨年度より稻作を行てる中で、年間スケジュールの把握を、今期より湛水直播のほうもやらせていただきましたの

で、その中でも検証しております。今後、更にまた農地があれば拡大しまして、設備、コンバイン、乾燥機、倉庫など順次導入いたしまして、発展をしていきたいと思っております。今期採れました米を精米しまして、袋詰めをして販売を予定しております。販路のほうはまだこれからなんですけれども、もう一つメインの仕事のほうの取引先ですとか、そこからまた個人のお客さまに直販を予定しております。

次に行きまして、3番の将来の方向性なんですけれども、1番と2番を踏まえまして、農業単体でもまずは企業運営を目指して、効率化と簡素化を図りながら、またドローンなどスマート農業を導入していくながら、何とか収益を見込める体制作りを構築しまして、地域の農業を維持しながら、お米の、また農作物のいい物を作つていけたらなと思っております。以上です。よろしくお願ひいたします。

議長　　ありがとうございました。それでは私どもメンバーのほうからご質問をいくつかさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。私のほうから2、3お話を聞きしたいと思いますけれども、一つは今回、初めて農業分野に参入という形ですけれども、今までの業務というのはどんなことをされていたんでしょうか。

法人担当者　　私自身、それとも会社のほう？

議長　　会社として。

法人担当者　　会社としましては、本業のほうは●●という防水工事、足場工事、建築一式等々やっておる会社です。そこから子会社として、●●という形になっております。

議長　　なるほど。ちなみにもし差し支えなければ、昨年度の会社の売上げ規模なんか、もし差し支えなければ教えていただけませんか。

法人担当者　　少々お待ちいただいて。●●ですか。

議長　　本業のほう。

法人担当者　　本業のほうは、●●円ぐらいですかね。

議長　　なるほど。それで今回、稻作を始める目的としては、要はドローン事業に参入をするということが、主目的なんですね？

法人担当者　　そうですね。

議長　　そのための一つの手段として、実際に稻作をやってみて、それで機械がどういった形で、いわゆる事業として扱えるかということで結構ですね？

法人担当者　　はい、結構です。

議長　　実際に、その試験等の、ドローン等の、要はこれスマート農業って書いていますけれども、ドローンの他にも他の農業機械も含めて、農業の省力化に。

法人担当者 まずはドローンのみなんですかけれど。

議長 まずはドローンのみ？

法人担当者 はい。

議長 現行のいわゆる本業の中で、ドローンっていうのは使ってないんですか。

法人担当者 建築関係としまして赤外線によるビルの。

議長 塗装とか？

法人担当者 そうですね。ビルの定期点検。

議長 定期点検ね。

法人担当者 そうですね。

議長 カメラ使って。いわゆる補修を。

法人担当者 壁のタイルの浮きですとか、そういういたものも含めてやっております。

議長 それを、その技術と並行して、稲作、農業のほうにも活用できないかというトライが、今回のということで結構ですね？

法人担当者 常にずっとドローンの事業、仕事があるわけではございませんので。

議長 分かりました。それともう一つは、2番目のいわゆる今季より直播導入の検証と書いてありますね。これはもうやられたの？

法人担当者 やらせていただきました。

議長 既にお米は、ほとんどはどこの辺りも収穫。

法人担当者 まだ収穫はしていないんですけど。今、何ていうか、収穫できる状態にはなっているんですけども。

議長 できる状況にはあると。

法人担当者 そうですね。もうちょっと登熟待ちという形になりますけど。

議長 なるほど。本来、目的としたいいわゆるお米の出来、それからそれまで当然、春からずっとやっているってことなんんですけど、取得したい技術の取得等々については、随分手応えがあったというふうに理解していいですか。

法人担当者 そうですね。ドローン直播ということで、雑草、だいぶ大きく生きてきましたので、スマート農業とはちょっと逆で、草取りはだいぶさせていただく形にはなってしまいましたけれども、散布して成長するまでは問題なくいきましたけど、一番の問題が雑草対策がもう一つしっかり。ちょっと直播なんで、根の張りを重視したところ、水を少なめにしてしまったので、雑草のほうがちょっと多めに生えて、だいぶ苦労しました。

議長 結構、やっぱり土起こし。

法人担当者 そうですね。均平をなかなか取るのが難しくて。

議長 難しいですね。

法人担当者 その辺が今後の課題かなと思っております。

議長 なるほどね。あともう一つ、私のほうからは最後の設備、資金計画ですけれども、これについてはそのうちこれ買われるんですか。購入されるんですか。

法人担当者 一応、予定しておりました、離農される予定だった方が、昨今のちょっと米の値上がりによって、もうちょっと継続することになりますて、ちょっと設備をお譲りいただける予定が、また改めてという形になりますて。

議長 じゃあ、そこら辺はちょっと見直さんといかんと。

法人担当者 そうですね。そこら辺はちょっと見直しを検討しております。

議長 いきなり思い切った投資をされるなというふうに思っていますけど、そういうことですか。分かりました。私のほうは以上ですけど、皆さまからご質問あれば。阿部委員。

阿部委員 ご苦労さんです。川中島の農業委員で阿部です。

法人担当者 よろしくお願ひします。

阿部委員 ●●さんが中心になってやるっていうことですよね。

法人担当者 そうです。

阿部委員 それで農業の労働力っていうところ、作業管理っていうことで 155 日ということで。●●さんは管理する方だから年間で 24 日っていうことで、中心には●●さんがやられるということなんですが、さっきも投資の関係とそれから収入の関係と、今年度は●●キロの見込みということでね。それでやるということで、そうすると、会社のほうからすると、最低でも 250 日ぐらいは労働時間あると思うんですが、その残りの労働時間は、本社のほうの仕事をやるってことで？

法人担当者 そうですね。建築関係の CAD ですか、入札関係ですか、図面の現場の書類等々ですね。それも合わせてやらせていただいております。

阿部委員 それで管理職っていうことではないんですね？

法人担当者 私は違います。

阿部委員 そうなんだよね。

法人担当者 はい。

阿部委員 だから、現場の一定の農業関係は責任者で、今の担当のところは今までの継続で仕事をやらせてもらって、本体を●●っていう売上げがあるから、それで何とかつないでいくということだよね。うちらとすれば、採算取るっていうことからいくと、かなりの拡大をしていってもらわないと。

法人担当者 そうですね。ドローン事業と農業とあと建築と、三つ合わせて何とかということなんんですけど。

阿部委員 うちらとすれば、農業だけでも採算合うようにするっていうのが、経営者の立場からすれば。全体の従業員の社内の関係でも、

当然この部門、ドローンの部門、農業部門っていうと、農業部門が投資の割には収入がなかなかね。

- 法人担当者 おっしゃるとおりです。
- 阿部委員 出ないとなると、会社のほうとしても他の従業員に示しがつかない部分も出てくるんじゃないかと思うんですよ。私が社長とかになると。その辺は計画的に農業の採算ベースを合わせるように、ぜひ拡大をしていって、それでまた従業員が●●さんだけではなくて、農業に1人だと限度があるから、また従業員の皆さんにも農繁期のときにはどうやって手伝ってもらうかということ、本体の仕事をおろそかにしちゃいけないけど、そういう方向でぜひ計画立てて頑張ってもらいたいと思います。以上です。
- 法人担当者 承知いたしました。ありがとうございます。
- 議長 他の委員、いかがですか。
- 曾根会長代理 よろしいですか。
- 議長 はい、曾根委員。
- 曾根会長代理 曽根っていいますが、3番の将来の方向性ってどこあるんですが、農業単体で企業運営を目指すっていうことあるんですが、なかなか農業自体でもうまくいかないっていう面が多くあるんですが、面積と目標金額、どのように考えていくかなっていう。
- 法人担当者 耕作放棄地を貸借しましてということをまず大前提の想定で、徐々に人数も、今のところまだ私のみですので、今のところ予定といいますか、予定としましてはありますけれど、見込みは今のところないんですけども、まずは●●ぐらいからということで、徐々に増やしていきたいと思っております。売上げのほうは稻作単体でもやっぱり、1反では上がりでも●●行くか行かないところですので、複合のドローンと建築を合わせてっていう、農業単体でっていうのはだいぶ先の見込みになってしまいますね。見込みとしても、町歩でいいますと、最低●●町ぐらいのところからが何とかというところかなと目指しております。
- 曾根会長代理 多分、面積的にはもう30町歩、40町歩って世界ですので、そこら辺をまた目標にやっていただけだと。
- 法人担当者 そうですね。一気に資本をかけるわけにはいかないので、検討中でございます。以上です。
- 議長 他の委員、ございますか。それでは●●さん、ありがとうございます。
- 法人担当者 ありがとうございます。
- 議長 疑問等については聞かせていただきましたので、本日の聞き取り調査については、以上とさせていただきます。後ほど、提出されている農地の借用については、今日のお話を聞いた上で議事の結論を出したいというふうに思っています。よろしくお願いしま

- す。本日はご苦労さまでした。ありがとうございました。
- 法人担当者  
議長 ありがとうございました。よろしくお願ひします。失礼します。
- 【法人担当者退室】
- 議長 ただ今の法人の案件につきましては、議案第 298 号と 299 号で審議いたします。よろしくお願ひいたします。
- 議事に入ります。農地法等に関する事項について審議を行います。議案第 295 号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 笠井主幹  
兼事務局長補佐 議案第 295 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 5 ページの 15 番までの 15 件でございます。内容につきましては、15 件全てが所有権移転案件となります。農家創設案件は 2 ページの 5 番の 1 件でございます。10 アール未満の案件は、1 番、3 番、12 番、14 番の 4 件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。したがいまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。
- 議長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願ひいたします。初めに、西部地区調査会長から、1 番から 3 番お願ひします。
- 和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。まず 1 番につきましては、無償の 10 アール未満の所有権移転事案になってます。受人は愛知県からご夫婦で移住した方で、自宅近くの本件農地を取得して野菜作りを行うもので、許可要件を満たしている事案であります。
- 2 番目の事案ですけども、有償の所有権移転事案であります。受人は鬼無里でワイン用ブドウ栽培を行っておりトルコ出身の方で、ブドウ栽培を行っています、畑に近い空き家を購入し、購入した住宅に隣接する畑を取得し野菜作りを行うもので、許可要件を満たしている事案であります。
- 3 番につきましては、有償の 10 アール未満の所有権移転事案であります。受人は自宅に隣接している本件畑を取得して野菜作りを行うもので、許可要件を満たしている事案であります。以上であります。

議長 続きまして、中部地区調査会長から、4番、5番についてお願ひします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。4番をご説明します。4番ですが、受人が自分のブドウ畑に隣接する耕作されてない農地がありまして、これを購入して規模拡大をすることあります。受人はもう地域の担い手の1人でありますので、問題はないと判断し、許可相当と考えました。

それからめくっていただいて、5番ですけども、5番は農家創設案件であります。父親から農地を購入し、有機栽培米に取り組んで、地元でいろんなものを製粉している工場があるんですけども、これを本人が代表取締役として関係はしておりますけども、そこと連携して販売していることがあります。耕作者から営農計画等について子細に確認をいたしましたが、非常に今後期待できる、地域の農業振興に貢献できるんではないかということがありまして、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上であります。

議長 続きまして、南部地区調査会長から、6番から9番お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。6番につきまして、こちらは有償による所有権移転であります。申請地は●●m<sup>2</sup>と小さな農地ですけれども、受人が所有する水田が申請地のすぐ近くに隣接しているということで、渡人と受人双方の利害が一致いたしまして、所有権移転をするものであります。こちらは有償ですね。作付作物は水稻ということになっております。

7番につきましては、有償の所有権移転によるものです。渡人はこれまで夫と耕作をしてきましたが、4月にお亡くなりになりましたので相続をしましたが、奥さん1人では耕作も難しいということで、受人へ所有権移転するものであります。作付作物はジャガイモ、ナス、トマトという野菜になります。

続きまして、8番につきましては、贈与による所有権移転であります。渡人と受人は親戚の関係でございます。渡人は静岡県にお住まいで、所有されていた農地全てを塩崎に住んでいる受人へ所有権移転するものであります。耕作作物は白菜とか大根ということのようでございます。

9番につきましては、有償の所有権移転によるものです。受人の自宅は申請地から150メートルほど離れた場所であり、自宅周辺の所有農地でリンゴを植えたり、野菜等を耕作されております。申請地については既存耕作地から近い場所にあり、お住まいは、芋井地区に住んでいる渡人ですが、所有権移転をするもので、作付予定作物はリンゴ、ネクタリンということです。いずれも許

議

長

近藤地区調査会長

可条件に適合しております、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

それでは続きまして、東部地区調査会長から、10番から15番お願いします。

東部地区調査会の近藤です。まず10番ですけれども、今回、当該地につきましては、長年、耕作放棄地となっていた農地であります。今回、受人のほうで購入し、現在草刈り等を行い、作付けの準備を行っているという段階です。

11番については、今回の対象農地がいずれも受人の隣接農地ということです。3筆のうち1件から、購入について打診があり、その際に他の隣接する農地についても併せて購入ということで、今回、受人の所有となるものです。現状につきましては、自己所有の農地で、カキの栽培を行っているということで、こっちについても同様の作物を考えているということでございます。

12番につきましては、親戚関係での譲渡ということになります。受人は甥で、まだ若く会社員ということなんですが、伯父が高齢という中で手放したいという中で、甥が今回取得し、父親については以前から農業に携わっているということで、父の指導を受けながら耕作を行っておるものでございます。

13番につきましては、この譲渡人は今年の5月だったかに取得された農地でございます。今回の対象農地につきましては、受人が前所有者のときに耕作を行っていたという農地で、前所有者が全ての農地を一括して売買をしたいという意向の中で、今回の渡人のほうがいったん所有をされたものです。渡人につきましては果樹栽培中心ということで、今回の農地についてはご自身の経営構想の中には入っていない土地であったという、畠地であったということで、今回そんな中でだいぶ草等で荒れてきていた中で、今回、以前に耕作を行っていた受人が無償で取得をするということに至ったものでございます。

14番につきましては、対象地は受人の隣接農地ということで、渡人は施設に入所するなどで耕作ができないという中で、そのまま隣接の農地を所有する受人が所有することになりました。以前からこちらの農地についても、受人のほうで管理を行っていたもので、取得に至ったというものでございます。

15番ですが、こちらの農地が●●m<sup>2</sup>という本当にわずかな畠地がありますが、これは昔、一括であった農地が農道を設けた中で、残地として残った部分でございます。これも整理というか、使い勝手をよくするために、隣接の受人がこれを取得するのに併せて、隣接の農地である田んぼも一緒に取得をするということに至ったものです。現在も受人がリンゴの耕作を行っている農地であ

るということであります。以上で、いずれも許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議長　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議長　それでは意見がないようですので、採決に入ります。議案第295号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長　全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第295号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第296号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井　主幹  
兼事務局長補佐　議案第296号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の7ページをご覧ください。番号1番から次ページの6番の6件でございます。7ページにお戻りいただきまして、1番は農機具置場を設置する転用案件です。2番は駐車場を設置する転用案件です。3番は資材置場と駐車場を設置する転用案件です。8ページをご覧ください。4番は●●製造工場と排水処理棟を建築する転用案件です。備考欄に開発許可と記載があります。市街化調整区域において、宅地造成や建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の業務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用において、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。したがいまして、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。また、同じく機構意見ともありますが、この案件については転用面積から長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件であるため、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえまして、長野県で許可、不許可の判断を行うものとなります。続きまして、5番は太陽光発電設備を設置する転用案件です。6番は一般住宅を建築する転用案件です。

以上の案件につきまして、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。また、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達しておりました農地法5条の6件の案件は、4件が許可済みとなっております。関連法令が関係する2件はまだ許可書が届いておりませんが、特段の指摘がないことから、近々許可の見込みです。以上で説明を終わります。ご審議の

議

ほどよろしくお願ひ申し上げます。

長

ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。最初に、北部地区調査会長から、1番についてお願いします。

善財地区調査会長

北部の善財です。1番につきましては、長野市が発注する雨水調整池の整備事業のために、受人所有の農地がつぶれることから、その土地に資材置場とか農機具置場あるんですが、そのため隣接の本申請地を取得したいというものであります。主にナシを中心として栽培している農家でありまして、作業所等必要なため、今回は農機具置場の設置用地となりますけれども、許可妥当という判断をいたしました。なお、所有権移転有償とありますが、収用された土地代金で本件土地を取得するということで、代替取得、現金の授受はございません。以上です。

議

長

和田地区調査会長

続きまして、西部地区調査会長から、2番お願いいたします。

西部地区調査会の和田です。2番、受人は平成19年9月から小田切地区で●●を行っている方で、本件農地を●●用の駐車場として使用していたもので、このたび、顛末書も提出されて是正するものです。周辺農地への影響も少なく、許可要件を満たしている事案であります。以上です。

議

長

北村地区調査会長

それでは続きまして、中部地区調査会長から、3番と4番です。お願いします。

中部地区の北村です。3番ですが、ここにあるように、青木島に本店を置く建設業者ですが、資材置場とそれから駐車場を設置する案件です。現在、同社が事業拡大で好調であるため、既存の場所では手狭になってきており、今回新たに転用を申請したいというものであります。現場とそれから事業計画書を子細に確認いたしましたが、北側と東側に農地がありますので、そこは境界にコンクリートで土留めを行って、農地への砂利の流出を防ぐということを確認できましたので、周辺の農地に支障はないとの判断いたしまして、許可相当といたします。

それから4番であります。4番は先ほどありましたように、3,000m<sup>2</sup>を超える機構意見を求められる案件なんですが、そこにありますように、借人が●●株式会社の案件です。同社は新規に4階建ての●●工場と、それから排水処理施設を建設いたしまして、処理能力を倍増したいというものであります。非常に好調ということであります。この新工場は大手のメーカー並みの規模になるということであります。そして現在使用している工場なんですけど、これも生かして、これは●●に特化してここで継続して使用していくということであります。受人の●●さんと

関係委員、全員集まってもらって、現地確認を行いました。周辺の営農に支障はないというふうに判断いたしまして、調査会では許可されたということあります。

なお、ちょっと情報としておつなぎいたしますと、新工場には消費者や小学生とか中学生、そういう人たちが見学できるラインを造るということや、休憩室、4階ですから相当高いんですが、見晴らしがいいんですが、その休憩できる展望室を設けるなどして、地元の皆さんにゆっくりしてもらいたいというようなことを●●が申しておりましたので、これは案件の説明ではありませんけれども、補足、付け加えたいというふうに思います。以上でございます。

議長 小林地区調査会長

続きまして、南部地区調査会長から、5番、6番お願いします。

南部地区の小林です。5番につきましては、太陽光発電設備の設置に伴う転用申請ということになります。事前に事業者は地元説明会等を開催しまして、当担当委員も出席され、意見を述べられております。草刈りの実施はどうか。雨水の流出等についての要望、意見等を述べたということでございます。草刈りについては、要望どおり実施。雨水等につきましては、流出に関しては、土による側溝を造成し対策すると。また、これ県のホームページでも公表されているようでございます。なお、申請地は別の業者が既に設置している太陽光発電設備の隣接地であります。そのため、周辺農地への影響については、問題ないと判断いたしました。

続きまして、6番につきまして、一般住宅の建築に伴う転用申請であります。受人は昨年、申請地の近くに借家を借りまして、引っ越ししてこられたのでございますけれども、現在の住宅が手狭であるということで、また体の不自由な方がいらっしゃるということで、住みやすい住宅を建築したいという計画でございます。住宅は、平屋建てで家庭菜園付きの住宅を計画されております。申請地の周辺農地は若干荒廃しておりますが、工事等により近隣農地への被害、防除対策等をしまして、土留め等を設置して雨水の流出を防ぐということでございます。

南部調査会では、審議した結果、周辺農地の営農状況に支障が生じることはないということで、両件とも許可相当とするものと判断いたしました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、ただ今より質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。

【質疑なし】

議長

それぞれ会長の報告でご理解いただきましたかね。それでは、意見、質問がございませんので、採決に移ります。議案第296号

について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 296 号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 297 号を議題といたします。長野県農業開発公社長野事業所さんより、議案の説明をお願いいたします。

農業開発公社町田参考事と申します。よろしくお願ひいたします。着座で失礼します。

では、議案第 297 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づきます農用地利用集積等促進計画の要請について、ご説明を申し上げます。9 ページをご覧ください。

本件は、長野県農業開発公社が行います農地売買等事業による所有権移転の案件でございます。農地中間管理事業による貸借につきましては、県公社から農業委員会へ対しまして意見聴取を行わせていただいているところでございますけれども、農地売買等事業につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の第 18 条第 11 項の規定に基づきまして、農業委員会からの要請に基づき売買を実施するということとしております。県公社が行います農地売買等事業は、譲渡人から県公社、また県公社から譲受人への所有権移転登記が 2 回発生しますので、この手続きを速やかに進めるため、県公社の買入れと売り渡しを 1 回のご審議及び要請で行っていただくことで、事務手続きの短縮を図るものでございます。本日、委員の皆さんにご確認をいただきます内容につきましては、農地法第 3 条の許可要件と同様でございますので、よろしくお願ひします。

それでは、議案の説明を行います。番号 1 番から 3 番の 3 件でございます。1 番は、大町町屋敷に所在する 2 筆でございまして、面積は●●m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●さん、譲受人は●●さん●●歳が、トウモロコシを作る予定でございます。2 番目ですが、大町町屋敷に所在する 2 筆でございまして、面積は●●m<sup>2</sup>でございます。譲渡人は 1 番と同じ●●さん、譲受人は●●さん●●歳が、サクランボを作る予定でございます。3 番目ですが、信更町赤田山田に所在する 1 筆でございまして、面積は●●m<sup>2</sup>です。譲渡人は●●さん、譲受人は●●さん●●歳が、水稻を作る予定でございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。説明は以上でございます。

議長 長野県農業開発公社町田さんより説明いただきました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。最初に、北部地区調査会長から、

- 1番及び2番についてお願ひします。
- 善財地区調査会長  
北部の善財です。1番、2番、記載のとおり、同じ所有者から2名の方に所有権移転をしたいというものであります。それぞれ1番、2番、これまで農地法3条の規定に基づく賃貸借許可を得て栽培をしてきた譲受人に対して、所有権移転を行いたいとするものであります。それぞれ受人の自宅に隣接している農地でありまして、許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議長  
続きまして、南部地区調査会長から、3番についてお願ひします。
- 小林地区調査会長  
3番につきまして、南部地区の小林です。渡人が親から相続を受けた農地ですけれども、渡人では耕作は困難ということで、隣接地で耕作している受人へ所有権移転するということでございます。南部地区調査会にて審議をしました結果、原案どおり決定することで問題はありません。以上です。
- 議長  
ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の長野県農業開発公社さんの説明並びに地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。はい、北村委員。
- 北村地区調査会長  
2番の案件なんですけども、青地と青地以外が、条件はどういうことでしたか。基本的なことを聞いて申し訳ございません。青地と青地以外のものをやられると思うんです。どういう条件でしたでしょうか。ちょっと念のため、教えてください。
- 農業開発公社  
町田参事  
ご質問ありがとうございます。開発公社でやる場合に、基本的には青地の農用地になるわけでございますけども、白地につきましても青地と一緒に売買をしていただく場合には、対象にさせていただいているということでございます。よろしくお願ひします。
- 北村地区調査会長  
面積の要件はない？
- 農業開発公社  
町田参事  
ございません。
- 議長  
北村委員、よろしいですか。
- 北村地区調査会長  
ありがとうございます。
- 議長  
他の委員いかがですか。ご理解できました？
- 【質疑なし】
- 議長  
それではないようでございますので、この案件につきまして採決に入ります。議案第297号を原案のとおり要請することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議長  
ありがとうございました。全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第297号は原案のとおり要請することに決定い

たしました。町田さん、ちょっと余計な話なんだけど。久々ですよね。3件っていうのは、少ないですよね。

農業開発公社  
町田参事  
議長

恐縮です。今まで本当に相対の市の農業政策課さんのほうの事業で大きくやっていただきまして。

農業開発公社  
町田参事  
議長

去年だって69件ですよね。

農業開発公社  
町田参事  
議長

はい。おっしゃるとおりです。

農業開発公社  
町田参事  
議長

今年まだ1桁ですよ。それだけやっぱりどうなのかね。農家さん、どう考えておられますかね。

農業開発公社  
町田参事  
議長

ちょっとその状況が我々もまだしっかりつかんでないところがあつて、申し訳ないんですけども、今年、事業所の長野市関係で要望をいただいているものが、既にお願いしたものも含めて、譲渡人さんからは10名ほどいらっしゃいます。

農業開発公社  
町田参事  
議長

渡人からは10人?

農業開発公社  
町田参事  
議長

10人です。これからまた順次、こういう形でまた要請をお願いしていきたいと思っていますけども。まだまだ本当に全然少ない気が。

農業開発公社  
町田参事  
議長

去年は全部で、長野市で150件ぐらいしたからね、年間。

農業開発公社  
町田参事  
議長

150件やっていただきました。

だから、なんかという分析をそれぞれがしなきやいかんなとは思いますけど。制度理解も含め、制度のいわゆるデメリット、手数料を取るとかいいろいろあるじゃないですか、面倒くさいとか。その辺もやっぱりクリアしていくないと。これ大事ないわゆる農地の流動化にとっては、大事な制度なんでね。お互いに、農業委員会と公社とのコミュニケーションをしながら、いろいろやっていきたいと思いますので。

農業開発公社  
町田参事  
議長

またこういった機会も含めまして、PRもさせていただく場面を作りたいと思っていますので、引き続きよろしくお願いいいたします。

農業開発公社  
町田参事  
議長

よろしくお願いします。

農業開発公社  
町田参事  
議長

ありがとうございます。

農業開発公社  
町田参事  
議長

今日はどうもご苦労さまでした。

農業開発公社  
町田参事  
議長

ありがとうございました。

続きまして、別冊1、議案第298号を議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農業政策課  
洞野主事

農業政策課の洞野と申します。よろしくお願いいいたします。着座にてご説明させていただきます。農業政策課より議案第298号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、ご説明申し上げます。

市町村から機構に提出する農用地利用集積等促進計画案につきましては、同法第 19 条第 3 項において、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものと規定されております。その農用地利用集積等促進計画案の要件ですが、長野市基本構想に適合すること、農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること、当該土地が地域計画の区域内の土地であるときには、その定めようとする農用地利用集積等促進計画案の内容が、当該地域計画の達成に資すると認められること、以上 4 点であります。

それでは別冊 1 の 2 ページをご覧ください。本議案の利用権設定の件数及び面積は、総件数が 198 件、総面積 249,640.68 m<sup>2</sup>でございます。ページを戻りまして、1 ページをご覧ください。こちらは賃貸借、使用貸借の面積を期間別に示したものになっております。合計面積は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は 74 名、利用権の設定をする方は 184 名となっております。

さらにページを戻りまして、別冊 1 の目次をご覧ください。今回、農家創設をされる方は全部で 6 名で、氏名、該当議案番号は表のとおりです。ここで、番号 4 番、●●さんのページ番号欄につきまして、52 ページ番号 3 を追加させていただきます。説明は以上でございます。意見聴取について、ご審議よろしくお願ひいたします。

ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、地区調査会長から、検討結果について補足説明並びに農家創設を含めて報告をお願いします。また、お手元の別紙 1 の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当いたしますので、関係する委員にご退席いただき、審査から採決まで単独で行いたいと思います。

それでは最初に、北部地区調査会長から、別冊 1 の 3 ページ 1 番から 16 ページ 42 番までの地域計画区域内分と、52 ページ 1 番から 53 ページ 4 番までの地域計画区域外分について、説明をお願いいたします。

北部調査会の善財です。ただ今の議案、地域計画内とそれから地域計画区域外というふうに分かれておりますが、先ほど事務局から説明のあったとおり、農家創設案件が 4 件あります。別冊 1 の表紙の裏ですね。株式会社●●、これは先ほどの法人農家の関係でヒアリングした方です。以下、●●さん、●●さん、●●さ

ん、合計4名の方にご出席をいただいて、農家創設ということで営農計画に基づきヒアリングを行いました。その結果を踏まえて報告いたします。

先ほど会長から説明依頼のあった地域計画区域内とそれから区域外と、それぞれの案件、全て問題なしという結論に達しました。ただ1点、事務局へ申し上げたことがあります。今回の議案の中にある借人、その中には管理が不十分な方がいらっしゃいますが、これまでも管理の徹底をお願いしてきた経過もありますし、今後もそういった事案が生じましたら、また事務局の方へ報告をいたしますので、管理不行き届きのないよう、要望を申したところであります。以上であります。

議長 続きまして、西部地区調査会長から、別冊1の17ページ43番から27ページ75番までの地域計画区域内分と、53ページ5番から59ページ23番までの地域計画区域外分について、ご説明をお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。西部地区調査会の事案につきましては、原案どおり決定することで問題ありません。よろしくお願ひします。

議長 続きまして、中部地区調査会長から、別冊1の28ページ76番から29ページ80番までの地域計画区域内分と、59ページ24番から65ページの41番までの地域計画区域外分について、お願ひいたします。

北村地区調査会長 中部地区の案件につきまして、今、会長がおっしゃった範囲の案件につきまして、特に新規契約ですね。これについて、借受人の耕作の信頼性について仔細に検討いたしましたが、いずれも原案どおりで問題なしということで判断をいたしました。

なお、先ほどの農家創設のページにありますように、地域計画区域内の77番目の方なんですかね。農家創設でありまして、ご本人に地区調査会に出席してもらって、営農計画について発表をいただきましたが、今年7月に地域おこし協力隊を卒業された奥さんと、本格的にモモの栽培に取り組むということでありますので、補足説明とさせていただきます。以上です。

議長 続きまして、南部地区調査会長から、別冊1の29ページ81番から37ページの104番までとし、そのうち96番を除いた地域計画区域内分と、65ページ42番から67ページの48番までの地域計画区域外分について、お願ひいたします。

小林地区調査会長 南部調査会の小林です。まず最初に、農家創設についてお話しさせていただきます。別冊1の30ページの82番と65ページ42番をお話しさせていただきたいと思います。地区調査会にお越し

をいただきまして、農家創設をされる方の説明をお聞きしました。この方は千曲市のお住まいで、実際の農地は借りるわけですが、篠ノ井になります。篠ノ井の農地を借りて、ヘーゼルナッツを栽培したいということのようございます。千曲市にある●●という所の方の指導を受けながら、もう既に100本ほど購入し、植付けも済んでおられるということでございます。栽培方法等、消毒とかにつきましては、●●さんにご相談してやっていくということです。まだ実際に実るまでには3年ないし5年かかるということなので、それに伴って必要な機械等、準備したいということでございます。これらの農家創設を含めまして、南部調査会で審議をいたしました結果、全て原案どおり問題ないとということで決定いたしました。以上です。

議長 それでは続きまして、東部地区調査会長から別冊1の37ページ105番から51ページ146番までと、96番の地域計画区域内分と、68ページの49番から69ページの52番までの地域計画区域外分について、お願ひいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。34ページの96番が地籍は篠ノ井東福寺なんですが、立地は千曲川の松代側の農地ということで、審議対象の案件となっております。これも含めて、原案どおり決定することに問題ないと判断をいたしました。以上です。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。先ほど申し上げたとおり、委員が関係する別紙1の案件を除いた案件について、農業政策課の説明並びにただ今の地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。十分、地区で確認をしていただいたと思いませんんで。いいですかね。

#### 【質疑なし】

議長 それでは質疑がございませんので、採決に移ります。議案第298号のうち、委員が関係する別紙1を除いた案件について、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

#### 【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認しました。続きまして、委員が議事に参与することのできない別紙1の案件について、質疑、採決を行います。最初に、別冊1の16ページの41番は、●●委員が関係しておりますので、●●委員の退席をお願いいたします。

#### 【●●委員退室】

議長 それでは当案件につきまして、ご発言のある方の挙手を求めます。いいですかね。

#### 【質疑なし】

議長 質疑はございませんので、採決に移ります。当案件につきまし

- て、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。
- 【●●委員入室】
- 議長 続きまして、25 ページの 68 番と 69 番は、●●委員が関係しておりますので、●●委員の退席をお願いいたします。
- 【●●委員退室】
- 議長 それでは当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。
- 【質疑なし】
- 議長 質疑がございませんので、採決に移ります。当案件について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可いたします。
- 【●●委員入室】
- 議長 続きまして、61 ページの 29 番は、●●委員が関係しておりますので、●●委員の退席をお願いします。
- 【●●委員退室】
- 議長 それでは当案件につきまして、発言のある方の挙手をお願いいたします。特にいいですね。
- 【質疑なし】
- 議長 質疑がございませんので、採決に移ります。当案件につきまして、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いいたします。
- 【全員挙手】
- 議長 全員の方から賛成を確認いたしました。ありがとうございました。●●委員の入室を許可いたします。
- 【●●委員入室】
- 議長 以上、議案第 298 号につきましては、全て原案のとおり決定し、長野市長に意見書を提出いたします。
- 続きまして、議案第 299 号を議題といたします。農業政策課より説明お願いします。
- 農業政策課 洞野主事 引き続き、農業政策課より議案第 299 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（機構配分）の意見聴取について、ご説明いたします。本計画は既に中間管理機構が地権者から借り受けている農地を、担い手へ貸し付ける計画になります。
- それでは別冊 1 の 70 ページをご覧ください。今回、機構配分

を受ける方は 10 名で、賃貸借及び使用貸借により、69,686.01 m<sup>2</sup> を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。

続いて、71 ページをご覧ください。こちらからは地域計画区域内の農地に係る計画になります。番号 1 は、株式会社●●さんが富竹地区で水稻を栽培する計画。番号 2 から 76 ページの番号 12 番までにつきましては、●●さんが富竹地区及び上駒沢地区で水稻を栽培する計画。番号 13 は、株式会社●●さんが北長池地区で水稻を栽培する計画。番号 14、15、16 及び 17 は、合同会社●●さんが北長池地区で水稻を栽培する計画。番号 18 は、●●さんが篠ノ井塩崎地区でブドウを栽培する計画。番号 19 は、●●さんが松代町東寺尾地区で果樹全般を栽培する計画。番号 20 及び番号 21 は、●●さんが松代町柴地区で野菜全般を栽培する計画。番号 22 は、●●さんが松代町柴地区で果樹を栽培する計画となります。

続いて 80 ページをご覧ください。こちらは地域計画区域外の農地に係る計画となります。番号 1、番号 2 は、●●さんが富竹地区で水稻を栽培する計画。番号 3 は、●●さんが川中島町今里地区で水稻を栽培する計画。番号 4 は、●●さんが篠ノ井岡田地区で麦を栽培する計画となっております。

説明は以上でございます。意見聴取についてご審議お願いいたします。

議長　　ただ今、農業政策課より説明をいただきました。それでは、地区調査会長から、検討結果について補足説明並びに農家創設含めた報告をお願いします。初めに、北部調査会長から、別冊 1 の 71 ページ 1 番から 77 ページの 17 番までの地域計画区域内分と、80 ページの 1 番、2 番の地域計画区域外分について、お願いいいたします。

善財地区調査会長　　北部の善財です。本件につきましては、先ほどの農家創設、株式会社●●の賃貸借も含めて、問題なしという結論になりました。以上です。

議長　　続きまして、中部地区調査会長から、別冊 1 の 80 ページの 3 番の地域計画区域外分について、お願いいいたします。

北村地区調査会長　　前耕作者から農地を集約したいとの申し出がありまして、借受人が地域の担い手でありますので、問題はないということであります。以上です。

議長　　続きまして、南部地区調査会長から、別冊 1 の 78 ページ 18 番の地域計画区域内分と、81 ページの 4 番の地域計画区域外分について、お願いいをいたします。

小林地区調査会長　　南部地区の小林です。今、ご案内がありました篠ノ井地区における案件ですけれども、地域計画内、もう一件が 4 番の地域計画

外、2点ございます。いずれも南部地区調査会で審議をいたしまして、原案どおり決定することで問題ないということでござります。以上です。

議長 それでは最後、東部地区調査会長から、別冊1の78ページの19番から79ページの22番までの地域計画区域内分について、お願ひいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。原案どおり決定することに問題はないということで、判断に至りました。以上です。

議長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。

【質疑なし】

議長 それではないようありますので、採決に入ります。議案第299号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございました。全員賛成を確認できました。よって、議案第299号は原案のとおり決定し、長野市長に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第300号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼事務局長補佐 議案第300号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の11ページをご覧ください。番号1番から15ページの117番までの117件でございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映されます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。

一番下をご覧ください。面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは、山林が31筆、面積が8,008m<sup>2</sup>、原野が86筆、30,165.91m<sup>2</sup>、合わせまして117筆の38,173.91m<sup>2</sup>でございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入れます。当案件について、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議長 特に質問、質疑はございませんので、採決に移ります。議案第

300号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第300号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第97号、報告第98号、そして報告第99号について、事務局よりお願ひいたします。

笠井　主幹 兼事務局長補佐 報告第97号 農地法第4条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊の17ページをご覧ください。番号31番から18ページの35番までの5件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっております。4条の転用届出となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届出です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第98号 農地法第5条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊の19ページをご覧ください。番号54番から22ページの68番までの14件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第99号 農地法第4条の規定による農業用施設2アール未満の届出について、ご報告申し上げます。本冊の23ページをご覧ください。番号1番から4番までの4件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2アール未満で、要件に当てはまる場合は4条許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

以上、報告案件の3件についてご説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、事務局から報告第97号、第98号、第99号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

**【質疑なし】**

議長 それでは質問がないようでございます。報告案件でございますので、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

農地法関係については以上でございます。3時を過ぎていますけれども、残された案件がそれほどございませんので、引き続き議事を進めていきますけどよろしいですか。もうしばらく我慢お願いします。

次に、その他農業委員会業務に係る事項について、審議を行います。議案第301号 長野農業振興地域整備計画書（案）に対する意見聴取についてを議題とします。農業政策課より議案の説明お願いします。

農業政策課  
瀧澤主査

議案第301号について、説明申し上げます。計画の内容につきましては、各地区調査会で概要版に基づいて説明させていただいておりますので、ここでの詳細な説明は省かせていただきます。各地区調査会でのご意見の様子など、またご審議いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

それではただ今、農業政策課より説明がございました。各地区調査会長から、それぞれ各地区調査会における内容の報告、補足説明等がございましたらお願ひいたします。最初に、北部地区調査会長、よろしくお願ひいたします。

善財地区調査会長

北部の善財です。示された資料案につきましては、問題ないという結論になりました。以上です。

議長

続きまして、西部地区調査会長、お願ひします。

和田地区調査会長

西部地区の和田です。計画案のとおり、問題ないということでお見をまとめました。以上です。

議長

続きまして、中部地区調査会長、お願ひします。

北村地区調査会長

中部地区の北村です。本件につきまして、中部調査会では特に意見はありませんでした。以上です。

議長

それでは続きまして、南部地区調査会長、お願ひします。

小林地区調査会長

南部地区の小林です。南部地区におきましても、異議はございませんでした。以上です。

議長

では最後、東部地区調査会長、お願ひします。

近藤地区調査会長

東部地区調査会の近藤です。特に意見はございませんでした。ただ、要望といいますか、質問ということで、農振除外、特に中山間地域での農振除外が1筆単位の点ではなく、地域全体の包括的な除外というようなことは可能かどうかというような、そういったことが現実的には望ましいんではないかというような意見がありました。以上です。

議長

ありがとうございました。農業政策課さん、今の東部地区調査会長の報告について、コメントがありますか。

農業政策課神田  
主幹兼課長補佐

特に中山間地域、委員おっしゃったとおり、果たして今のままでいいのかというのと、このままでいいのかというのと、やはり包括的にとなると、県同意のほうも取るのは非常に困難か

と思われますので、またこの総合見直しの機会、何年に1回かにはなってしますけれども、その時々で本当に山林原野化したような所は除外を少しずつしていくような感じで進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

- 議長　近藤地区調査会長　　東部調査会長、よろしいですか。  
議長　その他、農業政策課さんの説明及び各地区調査会長の報告について、ご質問ございますか。
- 【質疑なし】
- 議長　それでは採決に入ります。議案第301号 長野農業振興地域整備計画書（案）に対する意見及び農業政策課からの議案説明に対して、賛成の方の挙手をお願いいたします。
- 【全員挙手】
- 議長　全員の賛成を確認いたしました。よって、提案されました整備計画書（案）に対する意見はなしということで、農業政策課に報告いたします。ありがとうございました。
- 農業政策課神田主幹兼課長補佐　　ありがとうございました。
- 議長　続きまして、議案第302号 第10回長野県農業委員会大会についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 西村事務局長補佐　　事務局の西村でございます。着座にて説明させていただきます。お手元にございます総会資料の2、議案第302号 第10回長野県農業委員会大会についてをご覧ください。第10回長野県農業委員会大会につきましては、全農業委員、推進委員の出席、事務局が手配いたしますバスによる移動等につきまして、今月の地区調査会におきまして、委員の皆さまにお諮りした結果を踏まえ、総会にお諮りするものでございます。なお、地区調査会におきましては、修正等のご意見がございませんでしたので、お示した内容でご決定いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。
- 議長　事務局のほうから、地区調査会においては特段の修正、それから質問等がなかったという報告がありました。改めて、本日、よろしいですかね。それでは確認をいたします。議案第302号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議長　ありがとうございました。全員の賛成の確認をいたしました。それでは、引き続きよろしくお願ひをいたします。
- 以上で、予定をいたしました議事につきましては終わりますけ

れども、委員の中から議事に相当するご意見等ござりますか。よろしいですか。

奥 山 委 員 すみません、ちょっとといいでですか。

議 長 はい。奥山委員どうぞ。

奥 山 委 員 ちょっと聞きたいんですが、先ほど地域計画書の中の 14 ページ、農業従事者の安定的な就業の促進計画っていう表があるんですが。

私たち、今、農家創設っていって、1 反歩を超えるものについては、要するに計画書に基づいて聴取をしてるんですが、そこで計画の中に農家は 15 万円以上って書いてありますよね。これってのは自家用野菜も確かに金額にすればそういう金額になるんだと思うんだけど、その計画書の中でこれ、金額届かないものが確かにあるんですよね。

議 長 現実はね。農家としての中ですね。

奥 山 委 員 そう。だから、1 反歩持っているから農家ですよっていう解釈でいいのか。極端な話、15 万円以上の計画のあるものだけを農家創設として見るのは。こっちとちょっと今までのやってきた農家創設の差が、改めて表見たらそんななっているんで、どんなもんでしょうかね。

議 長 なるほど。面積要件なのか。

奥 山 委 員 面積要件なら要件でいいんですよ。これ、農家って書いてあるから、金額要件、入ってるでしょ。かといって、準主業農家ということでも、面積条件ないんですよね。だから、それをどうやって解釈したほうがいいのかなって、またご検討いただければありがたいかなと。

議 長 事務局、お願ひします。

松橋事務局補佐 農家創設ということで、地区調査会に農業者、新規就農ということで来ていただいて、発表いただいているんですが。農家という捉え方っていうのがいろいろあります。事務局のほうでもちょっと便宜的に農家創設っていう、分かりやすい言い方をしているんですけども、実際のところ農業委員会は面積要件だけに基づいてやってまして。ちょっと所得要件までは見てなくてですね。面積が、あくまでも 10 アール以上を超える方についてだけお願ひしているっていうので。なかなか農家といつてもいろんな捉え方があります。一概に整理が難しいんですが、そのような形で取り扱っております。

議 長 現在の農業委員会の農家創設というのは、農業委員会ルールの運用という形でいいわけですね？ 法的な定義があるわけじゃないんでしょう。

松橋事務局補佐 ないです。あくまでも一般的な典型的な 3 条の許可を受ける際

の、その要件を審査するということで、3条については特に所得要件等は見ませんので、面積だけでちょっと取り扱いをさせていただいております。

議長　　いいですか。

奥山委員　ええ。統一さえできればいいかなと思っただけで。

議長　　分かりました。一応、長野市農業委員会としての合意をすることで進めていっていますし、これからもそうしたいということでお願いします。他、いいですか。

#### 【意見なし】

議長　　長時間にわたりまして、真剣な真摯な場になりました。ありがとうございました。おかげさまで、効率よく議事進行できました。予定されていた案件、全てが終わりましたので、議長を退任させていただきます。曾根代理さんのほうに、以降の進行をお願いします。

曾根会長代理　青木会長、ご苦労さまでした。以上で、本日の議事は終了となりました。次に、8のその他に移ります。本日の議事全体を通して、皆さんからご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。では、浅川さんから説明お願いします。

浅川職員　　それでは私、事務局の浅川でございます。資料3につきましてご説明申し上げます。

「農業委員会だより」の発行計画の変更でございますが、本件は、本年3月の役員会並びに総会に議案として取り扱いし、ご審議、ご決定をいただいておりますが、3の(1)及び(2)の取消し線部分が変更となりましたので、本日ご報告いたします。

第100号記念号は、編集委員会の中で新規就農者の記事を他の特集記事に据え替えたことから、地区の順番が一つ繰り下がりまして、次回101号が南部から西部に変更になるということでございます。次の別紙ですが、令和2年度から10年度までの変更後の順番を参考までにお示ししておりますので、ご確認のほどよろしくお願いをいたします。

引き続き、だよりの発行につきましては、委員各位のご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

曾根会長代理　ありがとうございました。では、事務局のほうから今後の日程説明をお願いします。

西村事務局長補佐　私から今後の日程について、ご報告申し上げます。お手元の総会次第の下段をご覧ください。次回、第33回総会は、10月31日金曜日の午後1時30分から、第2庁舎10階の会議室203で行います。

続きまして、総会次第の裏面をご覧ください。10月の地区調査会及び農家相談会の日程、11月開催の会議等の予定を追加しまし

たので、よろしくお願ひいたします。連絡事項は以上となります。  
曾根会長代理 以上で第32回の総会を終了といたします。ご苦労さまでした。